

やめましょう廃棄物の野外焼却

平成13年4月1日から野外焼却（野焼き・簡易な焼却炉による焼却）は禁止となっています。より良い環境をつくるために、市民の皆さまのご協力が必要です。

廃棄物の野外焼却は止めていただき、ごみ収集や資源物回収へ出すようお願いいたします。

平成12年頃、廃棄物の不適正処理によるダイオキシン類問題が起きました。平成13年に国および都は、このような廃棄物の不適正処理を防止するため、原則焼却行為禁止の法律・条例を制定しました。野外焼却は、灰が飛散し、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、近隣に迷惑をかけることとなります。

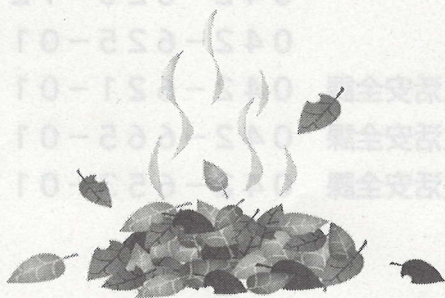
なお、以下のように、焼却行為の禁止制限から除外される行為もあります。

- ① 伝統的行事および風俗慣習上の行事（お祭り、どんど焼き、お焚き上げ）
- ② 学校行事および社会教育活動（活動に伴うキャンプファイヤー、焼き芋）
- ③ 知事が特に認める場合（災害時の応急対策）

ただし、上記①～③の事項に該当する場合であっても、近隣に迷惑をかけないように時間帯や風向きの配慮が必要です。また、苦情のご相談などがあった際は、中止していただく場合があります。

※小規模の廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡未満であって、焼却能力が一時間当たり50kg未満の廃棄物焼却炉）の使用は認めておりません。

同じ地域に暮らす人たちが、お互い気持ち良く生活ができるようにご理解とご協力をお願いいたします。



《問合せ先》

八王子市環境部環境保全課
大気汚染対策担当
042-620-7217

木の枝や落ち葉等の処理方法について

家庭から出る木の枝は資源物、落ち葉や草は可燃ごみとして出すことができます。

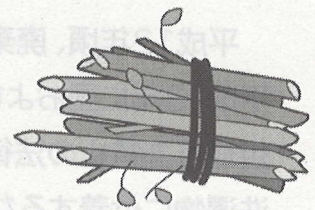
下記の要領でお出しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
収集日は「ごみ・資源物収集カレンダー」でご確認ください。

◎木の枝（資源物）…木の枝収集日

枝は1本あたりの太さ5cm以内、長さ100cm以内に切り

直径30cm程度にビニールひも等で束ねてください。

1回に10束まで無料で出すことができます。



◎落ち葉、雑草、芝（可燃ごみ）…可燃ごみ収集日

落ち葉等は45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れてお出しください。

1回に2袋まで無料で出すことができます。

雑草や芝を出すときには、土を落としてください。



◎大量に出したい場合（有料）

・清掃工場へお持込みください。

◆問合せ先

・持込みの申込みに関すること ごみ総合相談センター（粗大ごみコールセンター）
0570-550-530（利用できない場合は042-696-5377）

・野外焼却禁止に関すること

平日の昼間	環境保全課	042-620-7217
夜間・休日	八王子消防署	042-625-0119（代表）
	八王子警察署	生活安全課 042-621-0110（代表）
	高尾警察署	生活安全課 042-665-0110（代表）
	南大沢警察署	生活安全課 042-653-0110（代表）